

乙第46号証

令和5年6月26日

東日本入国管理センター所長 殿

東日本入国管理センター総務課

入国警備官 宮 崎 喜 昭



連行経路の測定結果について（報告）

平成31年1月19日に発生したトルコ人被収容者の制圧及び隔離事案について、3寮B側処遇室から7寮保護室までの連行経路の距離を測定したので、下記のとおり報告します。

記

1 測定実施日

令和5年5月26日（金）及び同月30日（火）

2 測定場所

東日本入国管理センター収容所内
(3寮B側処遇室から7寮保護室まで)

3 測定方法

ウォーキングメジャーを使用して測定（別添写真参照）

4 測定結果

約16.5メートル

別添



これは、連行経路の距離測定に使用したウォーキングメジャーである。

(販売業者：株式会社グローバルネットエボリューション)

所長	次長	処遇統括	処遇企画	男子第一 処遇統括	男子第二 処遇統括	女子区 処遇統括	特別処遇 統括	看守 責任者	担当	記録操作
[Red Seal]	[Red Seal]	[Red Seal]	[Red Seal]	[Red Seal]	[Red Seal]	[Red Seal]				

機密性 2

乙第47号証

総務課 企画部

平成30年4月13日

[Red Seal] [Red Seal]

東日本入国管理センター所長 殿

処遇部門処遇第一班

入国警備官

警 守

■寮■ブロックにおける集団帰室拒否とこれに伴う被収容者の緊急隔離について（報告）

本年4月13日、■寮■のシャワー室ブース内で首にナイロンタオルを巻き付けた状態で発見され、救急搬送先で死亡が確認された■人について、看守責任者が同ブロックの被収容者に対して事実説明をしていたところ、説明が終わり午後の施錠時刻が過ぎたにも関わらず、同ブロックの■人が大声で帰室しない旨騒ぎ立てたことをきっかけに、同ブロックの被収容者のほとんどがホール内にとどまり帰室に応じない事案が発生した。

非常ベルにより応召した職員と共に帰室作業を実施したが、最後まで帰室に応じず激しく抵抗した同■人については、職務執行反抗により緊急隔離するに至った。

これらの状況等について、下記のとおり報告する。

記

1 事案発生日時及び場所

日 時 平成30年4月13日17時00分頃

場 所 ■寮■ ブロックホール内

2 緊急隔離した被収容者

国 籍 ■■■■■

氏名(性別) ■■■■■ (男, 以下「■■■■■」という。)

生年月日 ■■■■ 年 ■■■■ 月 ■■■■ 日 (■■■■ 歳)

居室番号 ■寮■ ■■■■ 号室

3 事案発生状況等

(1) 本年 4 月 13 日, ■寮■ ブロックのシャワー室ブース内で, 首にナイロンタオルを巻き付けた状態で発見され, 救急搬送先で死亡が確認された ■人 ■について, ■看守責任者が同ブロックのホール内において, 被収容者に事実説明をしていたところ, 説明が終わり午後の施錠時刻を過ぎたにも関わらず, ■が「こんなことになってしまった以上, 僕は部屋に帰らない。」などと大声で騒ぎ立てたことをきっかけに, 同ブロックの被収容者のほとんどがホール内にとどまり, 帰室に応じない事案が発生した。

(2) 17 時 04 分, ホール内に臨場していた ■看守責任者の指示により, 本職は非常ベルを押下して応援を要請した。

(3) 17 時 07 分, 非常ベル発報により, 順次ホール内に入場した桶村男子第二区担当統括以下 33 名は, ホール内にとどまっている被収容者に対して帰室を促し, 帰室に応じる者から順次帰室させるとともに, 各居室の施錠確認を実施した。

また, ■が帰室を促している職員に対して, 大声で「うるさい。」旨叫んだことから, ■警備士が同行為の中止を命じた。

(4) 17 時 08 分, 田中男子第一区処遇担当統括以下 7 名がホール内に入場し, 帰室に応じる者から順次帰室させたが, ■のほか, ■号室 ■人 ■ (以下「■■■■■」)

という。), [] 号室 [] 人 [] (以下「[]」とい
う。) の 3 名は帰室に応じず、大声を上げるなど興奮した様子であった。

(5) 17時09分、[] は大声を上げたり壁をたたいたりして気勢を示しながら激しく抵抗を続けたことから、田中男子第一区処遇担当統括指示により、宮里鑑識・照会担当統括指揮の下、[] 警備士以下 10 名で制圧の上、[] 警守長が頭部保護に当たり、[] 警備士補が右腕、[] 警守が左腕、[] 警守が右足、[] 警守長が左足をそれぞれ把持し又は抱え、さらに、[] 警備士が胴体部を抱えて[] 寝前室へ連行した。

なお、[] がずっと抵抗を続けたため、何度か担当官が入れ替わりながら継続的に制圧した。

(6) 17時12分、[] 寝前室において、[] の抵抗が収まらなかつたため、宮里鑑識・照会担当統括指示により、桶村男子第二区処遇担当統括指揮の下、[] 警備士以下 10 名は、後ろ手で同人の両手に第一種手錠を施すとともに、同人の行為が被収容者処遇規則第 18 条第 1 項第 2 号(職務執行反抗)に該当するものとして、田中男子第一区処遇担当統括が同人に対して緊急隔離する旨を告げ、17時16分、同人を[] 寝[] 号室に緊急隔離した。

(7) 17時17分、A ブロックの施錠を完了した。

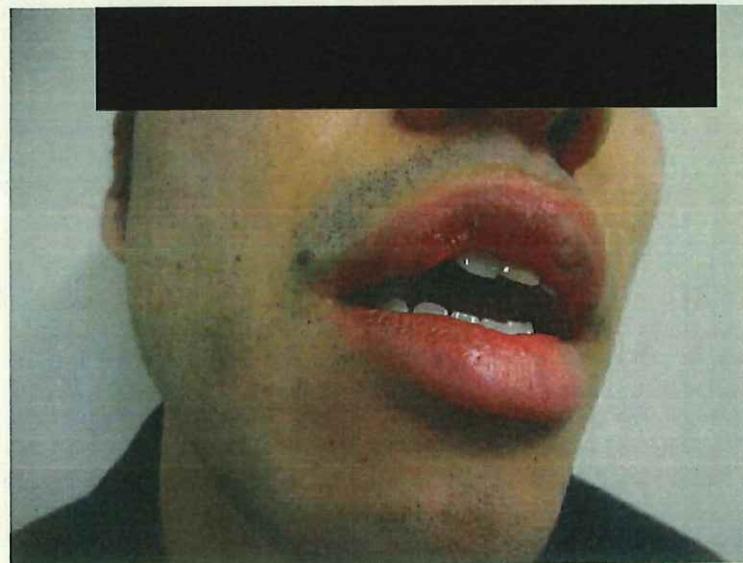
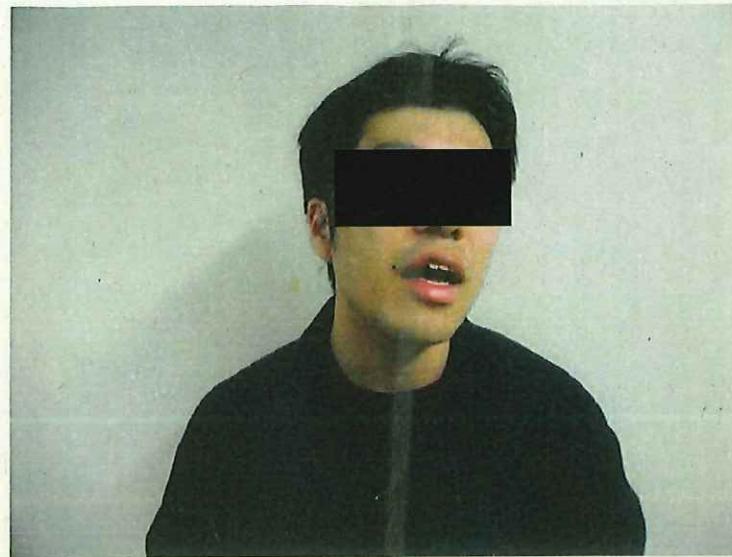
なお、[] については、施錠前にそれぞれ処遇室で面接指導を行い、次第に落ち着きを取り戻したことから、面接終了後にそれぞれ帰室させた。

(8) 17時22分、[] の様子が落ち着いたことから、第一種手錠を解除した。また、17時50分、[] 警備士が[] に対し、隔離言渡書(被収容者処遇規則第 18 条第 1 項第 2 号適用。隔離期限: 4月13日 17時16分から4月17日まで。)を提示した。

- (1) [] を制圧する際に、[] 警守長の上唇に [] の右拳が当たり、上唇に擦過傷を負った（別添1）。
- (2) [] を隔離後、身体検査を実施したところ、[] が右足に軽傷を負っていたことから、本人同意の上、消毒を実施した（別添2）。

添付物

- 1 [] 警守長の受傷箇所を撮影した写真 1葉
- 2 [] 人 [] の受傷箇所を撮影した写真 1葉



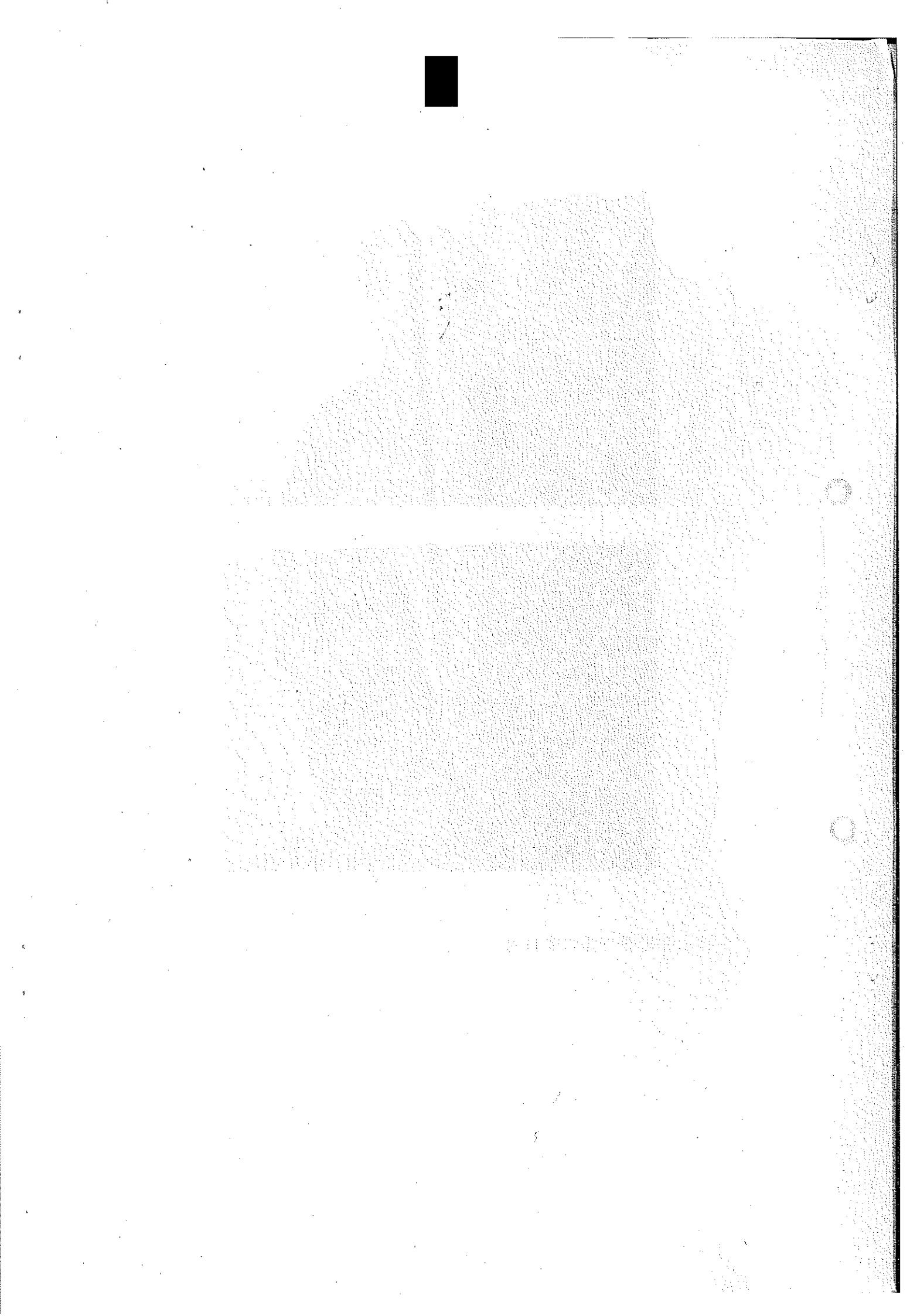
これらは、■ 警守長の受傷箇所を撮影したものである。

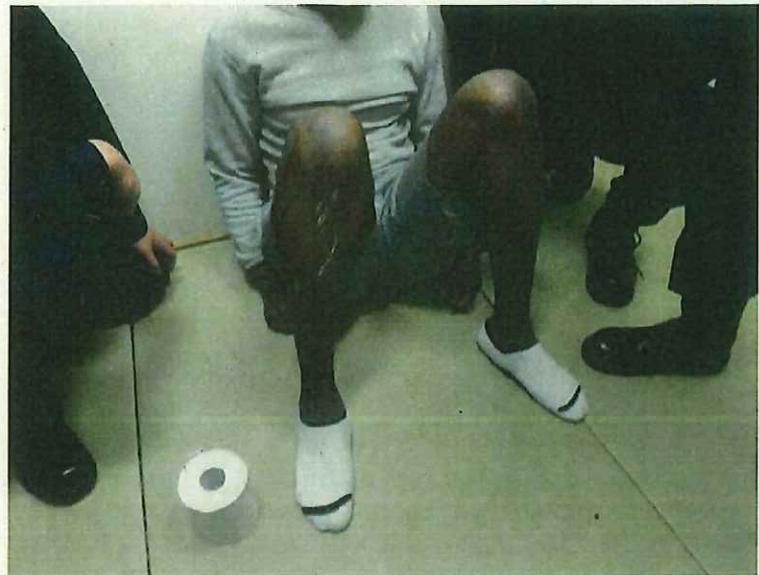
平成30年4月13日

東日本入国管理センター

入国警備官

警 守 ■





これらは、[REDACTED]人 [REDACTED]の受傷箇所を撮影したものである。

平成30年4月13日

東日本入国管理センター

入国警備官

警 守

所長	次長	初 遇 首 席	処遇企画 統括	男子第一 処遇統括	男子第二 処遇統括	女子区 統括	特別処遇 統括	看 守 責 任 者	担当
清水	山田	鈴木	橋本	甲	桶井	/	/	[REDACTED]	[REDACTED]

総務課 会計課 企画部



平成30年6月2日

機密性2
乙第48号証

東日本入国管理センター所長 殿

処遇部門処遇第一班

入国警備官 [REDACTED]

警備士補 [REDACTED]

職務執行中の受傷について（報告）

本年5月29日、[REDACTED]寮[REDACTED]号室に隔離中の[REDACTED]人被収容者に対し、戒具を使用した経緯については、本年5月30日付け[REDACTED]警守作成の報告書及び[REDACTED]警備士作成の戒具使用報告書をもって報告おきのところ、同人に対し、後ろ手に第二種手錠を施す際、頭部保護に当たっていた本職の左手に同人がかみつき、本職は全治約2週間のけがを負った。

これらの状況等について、下記のとおり報告する。

記

1 被隔離者身分事項

国籍 [REDACTED]

氏名 [REDACTED] (男、以下「[REDACTED]」という。)

生年月日 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日 ([REDACTED] 歳)

居室 [REDACTED] 寮 [REDACTED] 号室

入所年月日 平成28年10月14日、東京局から移収受け。

備考 日本人婚約者及び実子との同居を理由に送還忌避。

東京局収容中、他人に対する迷惑行為による制止措置歴が2

回（隔離歴なし）。

当所において、隔離歴 6 回（平成 29 年 5 月 23 日、5 月 27 日及び 6 月 20 日、職務執行反抗。平成 30 年 5 月 13、職務執行反抗及び暴行。5 月 15 日、暴行。5 月 29 日、職務執行反抗）。

3 事案概要

- (1) 本年 5 月 29 日、22 時 49 分、職務執行反抗により [] を [] 寮 [] 号室から [] 寮 [] 号室へ通常隔離したが、その後、[] は扉を蹴り続けるなどしたことから、22 時 53 分、[] 寮 [] 号室へ移室した。その後も同人は扉を蹴ったり、頭部を壁に打ち付けたりしたことから、23 時 05 分、第一種手錠を後ろ手に施した。
- (2) 23 時 17 分、[] は後ろ手に手錠を施された両腕に両足をくぐらせて両手を体の前方に持てこようとしたことから、田中男子第一区遭遇担当統括指示により、[] 看守責任者指 [] 下、第一種手錠を解除した上、後ろ手に第二種手錠を施すため、本職を含む [] 看守責任者以下 9 名は [] 寮 [] 号室へ入室した。なお、このとき、本職は手袋を付けて入室した。
- (3) 入室後、本職は [] の右頬を上に、左頬を下にして押さえて頭部保護に当たり、[] 警守長が左腕を、[] 警守長が右腕を、[] 警守長が足をそれぞれ押さえて仰向けに制圧した。その際、[] は激しく抵抗したことから、本職は右手を右後頭部、左手を右頬下につけて押さえていたが、本職の左手の平が [] の唇右端に近づいたときに、同人が口を開けて噛みつこうとしたため、反射的に手を避けた。その際、本職の左手の力が一瞬抜けたため、同人は大きく顔を動かし、本職の左手の平にかみついた。同人は本職の左手の平に 1 秒ほどかみついたが、頭及び体を本職らが抑えたところ、同人は本職の左手の平から口を離した。

(3) 23時20分、[]に第二種手錠を施し、22時24分、本職は[]寮[]号室から出室した。出室後、[]にかまれた左手を確認したところ、手袋は破損していなかったが、かみつかれた左手の平の皮がむけて出血しており、受傷していたことが判明した。

(7) 本職が受傷事実を[]看守責任者に報告したところ、後刻、受傷箇所を写真撮影の上、病院で手当を受けるよう指示を受け、その場では消毒液による消毒を施し、その後の[]に対する監視業務を継続した。

4 その他

- (1) 本件において、本職以外に職員で受傷した者はいなかった。
- (2) 本年5月30日、医療法人社団[]医院において、受傷箇所の受診をしたところ、「左手掌咬傷。全治約2週間の見込み。」と診断された。なお、本件受診については公務災害として手続中であり、共済組合員証は使用しておらず、医療費も支払ってはいない。

添付物

- | | |
|--------------------|----|
| 1 受傷部位に係る写真 | 4葉 |
| 2 医療法人社団[]医院診断書写し | 1部 |





これは、本職が [寮] [号室] 人 [] に噛まれて受傷した際の服装を撮影したものである（赤線で囲ったところが受傷部位）。

平成30年5月30日

東日本入国管理センター

処遇部門処遇第一班

入国警備官

警備士補 []





これは、本職が左手を [] 療 [] 号室 [] 人 [] に噛まれて
受傷した状況を撮影したものである（赤線で囲ったところが受傷部位）。

平成30年5月30日

東日本入国管理センター

処遇部門処遇第一班

入国警備官 []

警備士補 []





これは、本職が[]寮 []号室 []人 []に噛まれて受傷した
左手を撮影したものである（赤線で囲ったところが受傷部位）。

平成30年5月30日

東日本入国管理センター

処遇部門処遇第一班

入国警備官

警備士補 []





これは、本職が[寮]号室[人]に噛まれて受傷した、左手の受傷部位を拡大して撮影したものである。

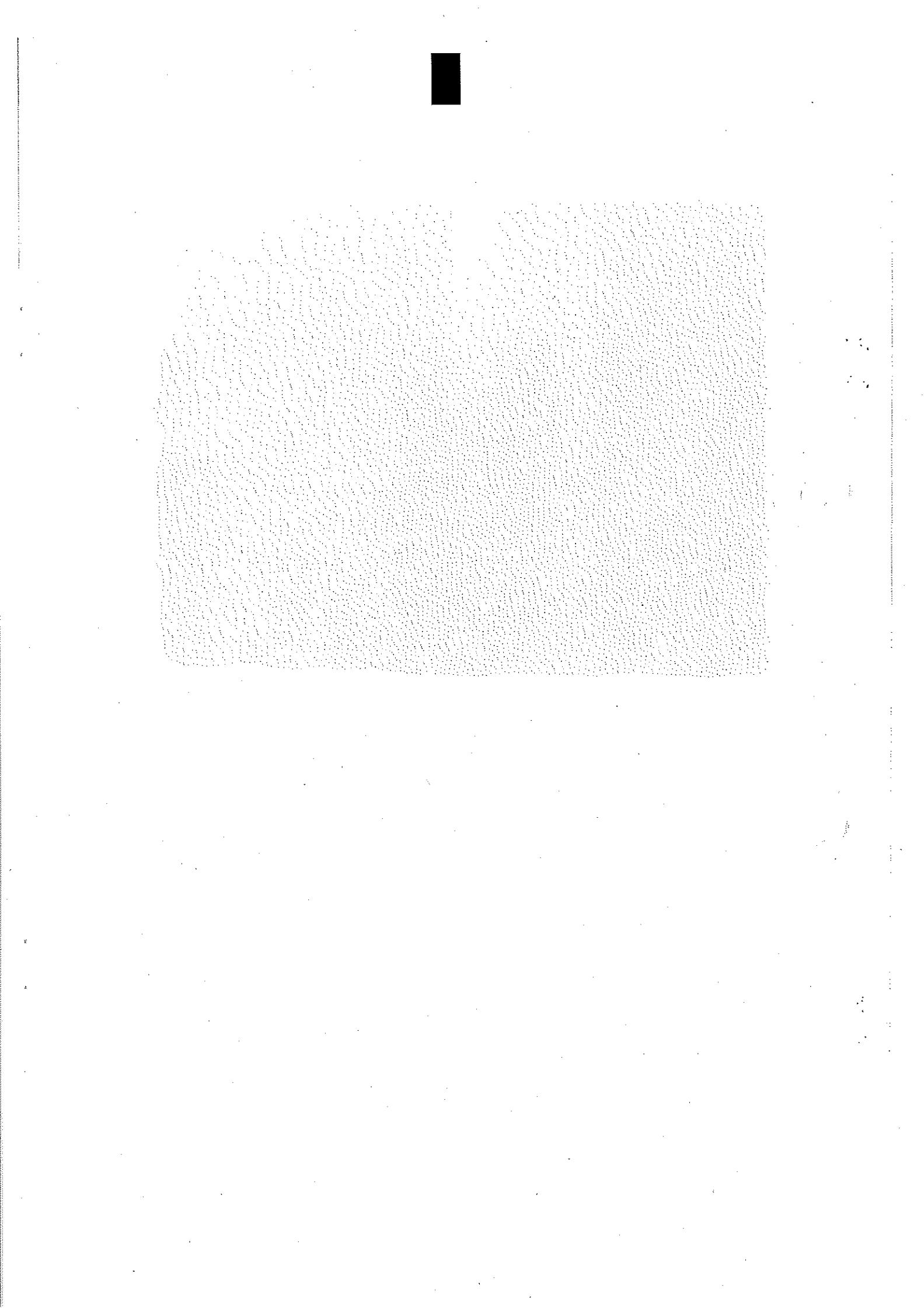
平成30年5月30日

東日本入国管理センター

処遇部門処遇第一班

入国警備官

警備士補 []



診 断 書

住所

氏名

生年月日 昭和 ■ 年 ■ 月 ■ 日 生 ■ 才

病名 左手掌咬傷

平成30年5月29日午後11時17分頃

仕事中に咬まれて受傷

全治2週間の見込み

上記の通り診断いたします。

平成 30 年 5 月 30 日

医療法人社団

医師

TEL

FAX